

1. お読みいただくにあたって

(1) いなべ市における行政評価

本市が実施する行政評価は、施策評価と事務事業評価で構成されています。

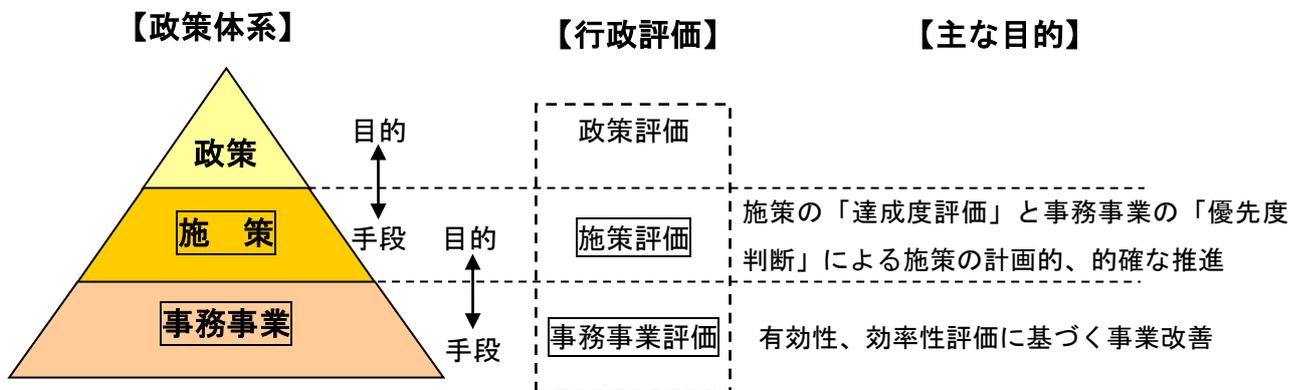
$$\text{行政評価} = \text{施策評価} + \text{事務事業評価}$$

① 施策評価とは

施策評価とは、「政策－施策－事務事業」で構成される政策体系を「目的と手段」の関係で捉え、施策の「**達成度評価**」と、施策に対する事務事業の貢献度・緊急度を踏まえた「**優先度判断**」を総合的に行うことで、施策の計画的かつ的確な推進を図ることを目的とした行政評価の一つの手法です。

② 事務事業評価とは

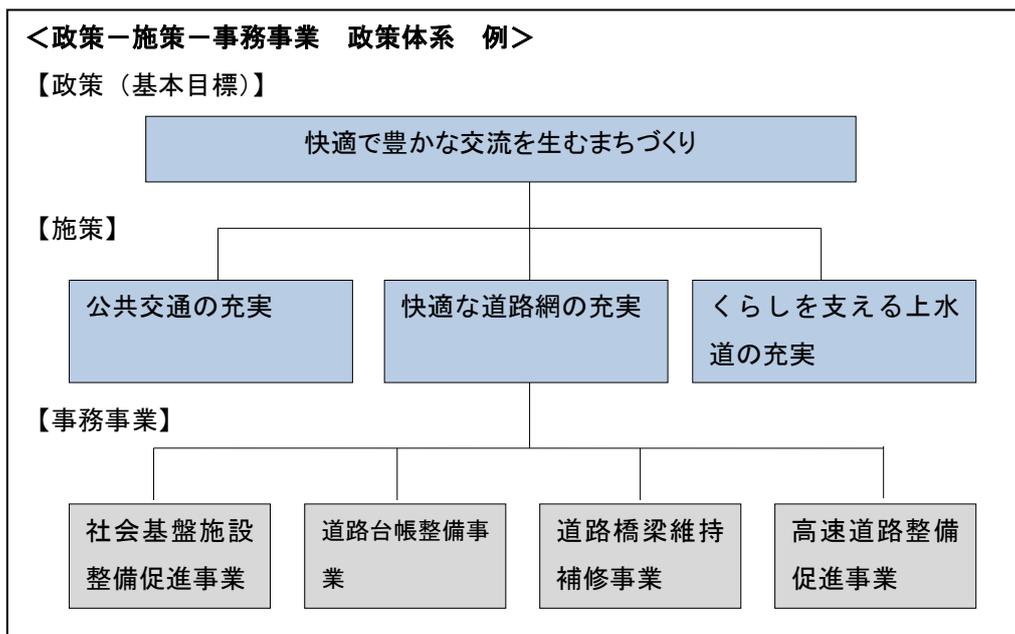
市役所のひとつひとつの仕事（＝事務事業）について、どれだけ予算を使って、どのような事業をし、「どれだけ成果があったか（有効性）」、「より安く実施できたか（効率性）」の2つの視点で事業を評価したうえで、事業の目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく行政評価の一つの手法です。



※施策の目的を達成するための手段が事務事業であり、施策は政策の目的を達成するための手段となっています。一般的に一つの施策は、複数の事務事業で構成され、一つの政策は複数の施策で構成されています。

※行政評価は、評価の対象である政策体系の階層により「政策評価」、「政策評価」、「事務事業評価」に分類されます。

※いなべ市における「政策」とは、いなべ市総合計画の基本構想に掲げられた、まちづくりの6つの「基本目標」に当る部分をいい、「施策」とは、同計画の基本計画の「節」に当る部分をいいます。また、「事務事業」とは基本計画を推進するために実施する「事業」をいいます。

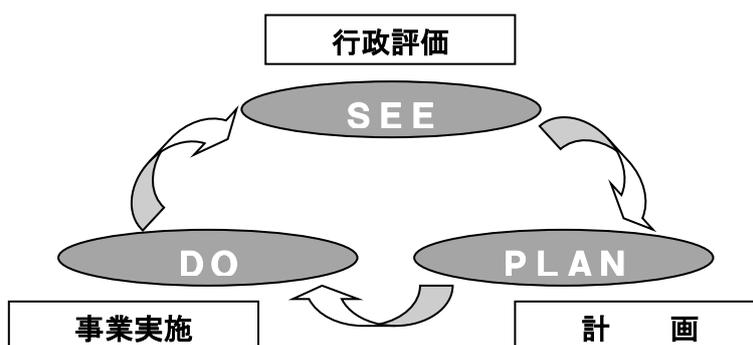


③ 総合計画との関係について

総合計画とは、行政の各分野における計画や方針を統括する計画として、本市の目指すべき将来像とこれを実現するための基本的な方向及び方策を明らかにするものです。市政運営の基本指針として、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の三つの計画で構成されています。

基本計画の的確な推進や実施計画の効率的・効果的な推進を行なうため、基本計画及び実施計画で定めた数値目標を、行政評価でその達成状況等を測定しています。

【総合計画と行政評価との関係】



総合計画		政策体系	行政評価
基本構想	市の将来像及び主要指標を明らかにし、その実現のために施策の大綱を総合的に示したもの	政策	
基本計画	基本構想で示した施策の大綱の分野ごとに、施策の方向と計画推進の方策を体系的かつ具体的に示したもの	施策	施策評価
実施計画	基本計画で明記した施策を具体的に進めていくために実施する事業とその財源を示したもの	事務事業	事務事業